

## 綾瀬市視聴覚広報事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、視覚障害者に対して社会上必要な情報を提供することにより、視覚障害者の社会参加を促進するため、広報あやせ（以下「広報」という。）を録音又は点訳し配布する団体に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 録音 広報を録音機器を用い、カセットテープに吹き込むことをいう。
- (2) 点訳 録音又は点訳した広報を、点字本として作成することをいう。
- (3) 配布 録音または点訳した広報を、市内に居住する視覚障害者のうち希望するものに配ることをいう。

### (補助団体等)

第3条 補助金の交付を受けられるものは、録音又は点字技術に習熟したもので構成される団体で、毎月発行の広報1日号又は15日号を録音若しくは点訳し、配布する団体とする。

- 2 補助対象となる事業は、広報を録音又は点訳し、配布する事業とする。
- 3 補助金の対象となる経費は、前項の事業の実施に要する経費で次のとおりとする。
  - (1) 消耗品費
  - (2) 印刷製本費
  - (3) 役務費
  - (4) その他市長が認めるもの

4 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内の額とし、次の表に掲げる額を上限する。

団体の名称	金額
録音赤十字奉仕団	41,000円
点訳グループ きさらぎ会	27,000円

### (決定通知書の交付)

第4条 市長は、規則第5条の規定に基づき補助金の交付決定をしたときは、視聴覚広報事業補助金決定通知書（別記様式。以下「決定通知書」という。）により通知

するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期日は、決定通知書を受理した日から起算して15日以内の日とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項の規定による実績報告の提出期日は、当該補助事業完了の日から起算して30日以内の日とする。

附 則

この要綱は、昭和54年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

綾瀬市視聴覚広報事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました、 年度綾瀬市視聴覚広報事業補助金交付補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しました。

- 1 補助金額 円
- 2 補助条件 申請書の目的以外に使用しないこと。

（事務担当は、 ）